

改正

平成31年3月27日告示第29号

令和元年5月1日告示第51号

令和4年3月15日告示第39号

美郷町生ごみ処理機設置費補助金交付要綱

美郷町生ごみ処理機設置費補助金交付要綱（平成16年美郷町告示第26号）の全部を次のように改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、生ごみ処理機及び生ごみ処理コンポスト容器（以下「生ごみ処理機等」という。）を設置した者に対してその費用の一部を補助することにより、ごみの減量化及び生活環境の保全を図ることを目的とする。

（補助金交付対象者等）

第2条 補助金交付対象者は、美郷町に住所を有し、現に居住している者とする。ただし、法人は除くものとする。

2 町税等の滞納者には補助金を交付しないものとする。

（生ごみ処理機等の基準）

第3条 補助金の交付の対象となる生ごみの処理機は、次に掲げる基準に適合しているものとする。

（1）材質が耐水性及び耐久性を備えたもの

（2）臭気や害虫の発生及び雨水の流入等を防ぐための必要な機能を備えたもの

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

（1）生ごみ処理機は、購入価格の2分の1とし、3万円を限度とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。ただし、補助の対象となる生ごみ処理機の台数は、一世帯につき1台とする。

（2）コンポスト容器は、購入価格の2分の1とし、5千円を限度とする。この場合において、100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ処理機等購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第6条 町長は前条の補助金交付申請があったときは、これを審査し適当と認められたものについて補助金の交付決定をし、申請者に補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）により通知するものとする。

（生ごみ処理機等の購入）

第7条 前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「決定者」という。）は、交付決定の翌日から起算して1月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに購入しなければならない。

2 決定者は、申請書に記載し、かつ通知書に記載された生ごみ処理機等を購入しなければならない。

3 前2項の条件を満たさなかった場合は、当該補助の決定はその効力を失う。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定により生ごみ処理機等を購入した決定者が、補助金を請求しようとするときは、補助金交付請求書(様式第3号。以下「請求書」という。)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 生ごみ処理機の場合

(ア) 通知書

(イ) 生ごみ処理機の領収書(購入世帯主氏名、購入年月日、購入金額及び機種が明記されたもの)

(ウ) 生ごみ処理機の保証書の写し(販売店欄の記載のあるもの)

(2) コンポスト容器

(ア) 通知書

(イ) コンポスト容器の領収書(購入世帯主氏名、購入年月日、購入金額及び機種が明記されたもの)

2 前項の請求は、生ごみ処理機等購入後直ちに行わなければならない。

3 町長は、請求書を受領したときは、その内容を審査し、請求の内容が適正であると認められるときは、決定者に対して速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第9条 町長は、補助金の交付を受けた者が虚偽の申請その他不正な行為により補助金を受けたことが明らかになったときは、当該補助金の一部又は全部を返還させることができる。

(設置者の義務)

第10条 この要綱に基づき補助金の交付を受け、生ごみ処理機等を設置した者は、その生ごみ処理機等を常に良好な状態に保持できるよう維持管理を行ない、適正使用に努めなければならない。

2 設置者は、生ごみ処理機等により発生する生成物について、有効利用に心がけ、残渣等については設置者が自ら適正に処理しなければならない。

(事業実施期間)

第11条 事業実施期間は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとする。

(その他)

第12条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月27日告示第29号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和元年5月1日告示第51号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和4年3月15日告示第39号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。(後略)